



※1 関係各課合議処理カード添付図面等(合議処理カード用、事前審査用の2部)

確認申請書正本写(第1面から第6面)、付近見取図(都市計画図S=1/2500)

配置図、各階平面図、立面図、断面図、構造図及び構造計算書(3号建築物のみ、合議処理カードには添付不要)

※2 本申請に際しては、出来るだけ9時から14時30分の間に建築指導課までお越しください。

なお、確認申請を指定確認検査機関に提出される場合は、合議手続きを当該検査機関がされますので、詳細については提出予定の検査機関へお問い合わせの上、手続きしてください。